

平成18年10月31日判決言渡・同日原本領収 裁判所書記官 小山内孝充

平成18年(行ウ)第247号固定資産税賦課処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 平成18年9月12日

判 決

東京都大田区上池台五丁目7番1号

原 告	社会福祉法人饗会
同 代 表 者 理 事	宮 川 宗 雄
同 訴訟代理弁護士	多 久 島 耕 治

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 告	東 京 都
處 分 行 政 庁	東京都大田都税事務所長
被 告 代 表 者 知 事	石 原 慎 太 郎
同 指 定 代 理 人	前 田 敏 宣
同	直 井 春 夫
同	前 田 康 行
同	小 蟠 裕 子
同	石 塚 博 昭

主 文

- 1 本件訴えをいずれも却下する。
- 2 訴訟費用は、これを2分し、その1を原告の、その余を被告の各負担とする。

事 実 及 び 理 由

- 1 原告は、主位的に「東京都大田都税事務所長が原告に対し平成17年6月1日付でした別紙物件目録記載1の土地（以下「本件土地」という。）にかかる平成17年度の固定資産税及び都市計画税の賦課決定処分を取り消す。」との裁判を、予備的に「東京都大田都税事務所長が原告に対し平成17年7月19日付でした

18.11.2

特 在 支 46

本件土地にかかる平成17年度の固定資産税及び都市計画税（以下、これらの税を併せて「固定資産税等」という。）の減免決定処分のうち、減免を一部不許可とした決定部分を取り消す。」との裁判を求め、請求原因として、次のとおり述べた。

- (1) 原告は、本件土地に隣接する土地上で第一種社会福祉事業である特別養護老人ホーム「好日苑」（以下「本件施設」という。）を設置運営していたところ、大田区から、本件施設を拡張して入所定員数を増やしてもらいたいとの要請を受けたため、これに応ずることとし、平成15年12月19日、本件土地を購入して、本件土地上に本件施設の新館となる別紙物件目録記載2の建物（以下「本件建物」という。）の建築工事を開始し、平成17年2月28日にこれを完成させ、同年3月28日付で東京都知事から入所定員増加に関する認可を得、同年4月1日から本件土地及び本件建物における特別養護老人ホーム運営事業を開始した。
- (2) そうしたところ、東京都大田都税事務所長（以下「処分行政庁」という。）は、平成17年6月1日付で、本件土地に係る平成17年度の固定資産税等合計268万8000円の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）を行い、原告が同年6月10日付で行った固定資産税等の減免申請に対しても、同年9月19日、本件土地の一部について減免を認めず、その余についてのみ減免する旨の決定処分（以下「本件減免決定処分」という。）を行った（なお、原告は、平成17年9月30日、東京都知事に対して本件減免決定処分の取消しを求める審査請求を行ったが、東京都知事は、平成18年1月31日、上記審査請求を一部却下、一部棄却する裁決をしたため、同年5月29日、本訴を提起したものである。）。
- (3) しかしながら、①本件土地は、平成17年度の固定資産税等の賦課期日である平成17年1月1日の時点において、地方税法348条2項10号の3所定の「老人福祉施設の用に供する固定資産」として利用されることが確定してい

たものであり、非課税固定資産であったのであるから、これに対して固定資産税等を賦課したことはそもそも違法であり（主位的請求関係）、②仮にそうではないとしても、本件土地は、賦課期日後に、そのすべてが「老人福祉施設の用に供する固定資産」となったものであるから、地方税法367条、東京都都税条例134条1項4号及び東京都都税条例施行規則31条1項により、固定資産税等が全額減免されるべきであったにもかかわらず、その一部が職員用施設の用に供されているため、老人福祉施設の運営上直接必要な土地に当たらぬいという誤った解釈等により、一部の減免しか認めなかつたことは違法である（予備的請求関係）。

2 被告は、本件土地については、その後固定資産税等の全額減免決定がされているから、訴えの利益が消滅したと主張し、本件訴えをいずれも却下するとの裁判を求めた。

3 証拠（乙1）によれば、処分行政庁は、平成18年9月8日付「固定資産税・都市計画税決定通知書」により、本件土地に係る固定資産税等を全額減免し、支払うべき税額をいずれも0円とする旨の決定をしたことが認められ、これによれば、本件賦課決定処分及び本件減免決定処分はいずれも取り消されるとともに、原告による固定資産税等の減免申請に対しては、改めて全額の減免決定がされたものと認めることができる。

そうすると、本件賦課決定処分の取消請求に関しては、既にその対象が失われ（主位的請求関係）、また、本件減免決定処分の取消請求に関しては、全額減免決定が改めて行われたことによってその目的が達成され、それ以上に有利な処分を受ける余地はなくなった（予備的請求関係）ことになるから、本件各訴えは、いずれも訴えの利益が消滅したものというべきである。

よって、本件各訴えをいずれも却下することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条、62条を適用して（訴訟の経緯にかんがみ、被告に訴訟費用の2分の1を負担させることとする。）、主文のとおり判決す

る。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官

鶴岡稔彦

裁判官

古田孝夫

裁判官

進藤壯一郎

物 件 目 錄

1	所 在	東京都大田区上池台五丁目
	地 番	159番2
	地 目	宅地
	地 積	1267.57 平方メートル
2	所 在	東京都大田区上池台五丁目 159番地2、149番地1
	家屋番号	159番2の2
	種 類	養護所
	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺地下2階付 3階建
	床 面 積	1階 687.38 平方メートル 2階 687.38 平方メートル 3階 687.38 平方メートル 地下1階 326.34 平方メートル 地下2階 68.48 平方メートル

これは正本である。

平成18年10月31日

東京地方裁判所民事第3部

裁判所書記官 小山内 孝

